

Title	村落生活と消防組：長野県諏訪市湖南区南真志野
Sub Title	The shobo-gumi in rural life
Author	大淵, 英雄(Ohbuchi, Hideo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1965
Jtitle	哲學 No.47 (1965. 12) ,p.43- 69
JaLC DOI	
Abstract	In this paper, I try to investigate a shobo-gumi (a fire brigade) in a Japanese village community (Minami-Majino, Nagano Prefecture). This paper deals primarily with the role of the shobo-gumi in the formation and change of the structure of the village community from the Meiji Era to the close of World War II. I discuss mainly three problems : (1) how the shobo-gumi is organized (2) intergroup relations between the shobo-gumi and the other groups in a village community. (3) interdependences between the shobo-gumi and the village government by which it is established.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000047-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000047-0043</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 村落生活と消防組

——長野県諏訪市湖南区南真志野——

大 淵 英 雄

1. はじめに
2. 蒼者連と消防
3. A. 消防組（明治期）  
B. 消防組と警防団（昭和戦前期）
4. おわりに

## 1. はじめに

村落にみられる諸集団とその相互関連とを明らかにすることにより、村落構造とその変化を理解しようと思う。

ここではまず、消防組をとりあげる。消防組が、村落において如何に組織され、如何に運営されたのか。すなわち、年令階梯集団としての消防組の問題と、その消防組を成立・存続させている母体としての村落（ないしは地域）との関連とを通して、明治期から昭和戦前（昭和20年）までの村落生活の究明の第一歩としたい。

「官設的集団<sup>(1)</sup>」と呼ばれる集団の一つに、消防組は数えられている。しかし、村落にみられる具体的な集団について考えれば、単純に「官設的」とか「私設的」と集団を分けることは困難である。それは、その集団が成立した時限では「官設的集団」であったとしても、少なくとも、その集団の諸機能を集団の存続の過程においてみれば、必ずしも、「官設的集団」と

いうことはできないからである。集団はそれ独自の発展の途をもっているが、必ずしもその途をたどるとはいえない。なぜならば、集団相互の関係やそれらの集団のおかれた村落や全体社会の規制を受け、それらとの対応関係のなかに、集団はその独自の発展の姿を示すからである。消防組といえども、例外ではない。かかる意味から、単に消防組ばかりでなく、消防組をとりかこむ諸集団との関連を問題にし、また消防組に課せられた時代的社会的期待との関連をも考える。それ故、消防組は、村落社会の解明の一つの手段である。

ここでは、長野県諏訪市湖南区南真志野<sup>(2)</sup>にその地域を限定し、そこにみられる消防組の問題をとりあげる。

- 註(1) 鈴木栄太郎「日本農村社会学原理」337頁には、「官設的集団と云ふのは、実質上町村自治機関を通して国家的中央機関の関与指導のもとにあるもの」と定義している。
- (2) 藩制村としての南真志野村で、明治7年に湖南村の一部となり、昭和30年諏訪市に合併された。  
この地域を中心にして、慶大村落調査会による調査が行われている。この小論は、その総合研究の一部である。  
なお、拙稿「明治初期の五戸組」（「哲学」44集所収）を参照されたい。

## 2. 若者連と消防

家生活を危機に陥れる災害についての対策は、古くからいろいろと講じられてきた。殊に、火災・水害対策は重要なものであった。しかも、個々の家のみならず村落単位で防火対策が考えられねば、その成果は期待できなかった。そこで、防災の組織は村落ごとにつくられ、村落住民に課せられた共同の任務であった。不時の災害に備え、組織化された対策と多量の労働力とが必要となる。このような要請に応え新しい集団をつくったり、あるいは既存の集団（たとえば若者仲間）の任務とした場合もある。

長野県諏訪市湖南区南真志野では、「既＝藩制時代各区其ノ部落ノ壮者ヲ以テ消火防水＝任シ名ケテ火消ト云フ<sup>(1)</sup>」組織があった。この「壮者」とは、「若者連」と呼ばれた若者仲間であったろうと思われる。若者連が「火消」の任に当たっていたのであろう。しかし、若者連は消火防水をその一つの任務としていたのであって、それも全住民組織との結びつきのもとに消火防水活動が行われたのであろう。

南真志野は、その内部構造として、4つの沢組（南沢組・野明沢組・仲村沢組・西沢組）をもっている。それぞれの沢組の「若者一統相談之上不掛遠近＝精々いたし、人々陸間鋪該事仕、急度出候＝付、御役元江願出、毎年金貳分宛蠟燭代として被下置候、右之節鳶口拾貳挺勇挑灯八張此道具新規＝拵置候、右道具之儀四ッ割＝而組々江引取置候、猶又損等も有之候ハム組賄＝拵置候事<sup>(2)</sup>」と、安政5年の記録に残っている。出動の範囲は、「北真志野村之儀者村内同様」とし、「御城内外」「頼岳寺温泉寺仏法寺と見請候ハム早速可罷出事」とされ、「在々之儀は上筋茅野辺下筋尾坂辺迄之見掛次第吟味合可罷出事<sup>(3)</sup>」と決められた。かなり広い出動範囲をもち、他の村々の消火にも当たっていた。若者連は、出火以外の日に、郷蔵や御堂（各沢組の集会所）に寄合を行い協議をすることもある。従って、彼らを統率する若者頭（「世話人」）は、「万一身勝手之者有之候ハム過料として不掛遠近＝銭貳百文宛相取<sup>(4)</sup>」り上げる制裁規定をもっていた。

若者連がこのように村落生活での重要な任務を引受け行ってきたのは、常に一定の成員を確保しその労働力を提供できる組織であったからであろう。それ故、消防活動のみならず、村落生活において最も労働力を必要とする際に、若者連は重要な役割を果たしてきた。

たとえば、「一、家作普請有之候節は早朝ヨリ参り虚事決而不言手伝第一＝可致事。一、死去之節は早速尋合万事心附手伝可致事。一、墓所穴場＝而次第不同無之様穴広サ貳尺四寸立幅三尺四寸深サ五尺＝掘可申事<sup>(5)</sup>」と規定されている。また、「仲村沢組ニテ悪病流行＝付悪魔払」を村若者中

にて行ったり、厄神除けの相撲を「組々ニテ弍百文宛花ヲ使」って若者連が主催している。相撲は「御中老様」の出席のもとに行われ勝負つきかねる場合には、御中老様の裁断により勝負が決められた。この費用は御中老様にたのみ、村中家軒割にしている<sup>(6)</sup>。

若者連は村祭りを初め、村落生活の種々の面で活動をしている。

若者連は構成上、その成員におのずから年令の制限があり、その上限は30才、下限は15才であった。若者連は沢組ごとに分れ活動をしたので、4つの沢組の若者の数がほぼ等しければ問題はない。しかし、西沢組・仲村沢組の場合はさておき、若者の数が一定数をしたまわる南沢組・野明沢組では、一定の労働力を確保する必要上、若者連退会の年令が重要な意味もってくる。

安政5年に、「一、野明沢若者三十五才まで御附合致度<sup>(7)</sup>」との申出があったが、「若者多分無之テ<sup>(8)</sup>はいぬト申事も無之」との西沢組の考えに退けられてしまった。

各沢組の若者の数が異なっているとしても、その活動がそれだけ軽減されるものではなかった。この各沢組の若者数の不均等は、出稼や戸数の大小とによるが、後者の意味がこの時代には大きかったと思われる。それ故、惣出<sup>(8)</sup>払などの際には、若者連は常にこの種の問題をかかえていた。

明治に入ってから消防組の設立をみるまでは、消火・防水の役割は若者連によって行われ、その役割は十分に組織化されたものではなかったといえる。

註(1) 「自明治二八年、沿革誌、湖南消防組」の緒言

(2) 「安政五戊午年、出火若者出ニ付村内若者一統規定帳、八月 日、西組若者」(有賀恭一「諏訪の若者仲間」所収)

(3) 「前掲書」

(4) 「前掲書」

(5) 「文政壬午年、若者相定帳、六月十五日、西沢組」(有賀恭一「前掲書」所収)

- (6) 「安政五戊午年、日記帳、七月、波羅姓」
- (7) 「安政五戊午年、日記帳、七月、波羅姓」
- (8) 惣出払とは村落生活にみられる共同作業（道普請・植林など）を村落住民毎戸の労働力提供によって行うことである。その際に欠席した場合には、「出不足金」(「不参金」)が徴収されるのが普通である。  
あるいは村内の特定の集団に共同作業がまかされている場合もある。

### 3. A. 消 防 組 (明治期)

南真志野の消防組は、従来の若者連の消火・防水活動が独立することによって、明治20年頃に設立されたと考えられる<sup>(1)</sup>。同21年には、一定の被服を調べ諏訪神社に参詣している。南真志野耕地協議委員会<sup>(2)</sup>によって、「明治二十一年八月十八日、今回消防組ヨリ消防器新調致度趣ヲ申出候儀ニ付、耕地一同協議之上、大見山之内立木売切払代金ヲ以テ右器械ニ充テルコトニ協議行届キ候ニ付、茲ニ記載ス。但不足ヲ生シ候節ハ従来ノ消防費割賦之例ニス<sup>(3)</sup>」との決定をみている。

消防組はその財政的裏付けを全て「耕地」の財源に求め、「耕地」の協議委員会により決定された予算（消防組が耕地協議委員会に必要なたびごとに申請していたので、年度予算を立てていたのではない）によって、その活動をしていた。この場合、「耕地」の財源とは、次のものによって賄われていた。すなわち、(イ) 耕地協議費として既に毎戸より徴集した「耕地」の会計による場合、(ロ) 新たに戸数割にて毎戸に課す場合、(ハ) 「耕地」の共有財産の売却（主に共有山立木の売却）代金による場合、(ニ) 寄附金による場合、などである。

(イ) は、「耕地」が消防組に火災消防給五円を毎年支給している場合である。消防給は火災の際に出動した人員を主務者（消防組の惣代）が調べ、その出動回数に比例して割賦している。この(イ)の場合は耕地予算に組まれるが、これ以外の消防組の必要経費はすべて(ロ)、(ハ)、(ニ)に依

存していた。つまり、消防組はその財源を耕地協議委員会の協議許可によって賄っていたのであって、独立会計であったのではなかった。しかし、耕地会計でも予算をたてて活動していたとはいえない。必要な都度、戸数割にて徴集された協議費によって耕地会計が補正されていた。また、耕地共有財産の売却によって、その都度、経費を賄っていたのである。南真志野耕地の人々の生活にとって、共有山がいかに大きな拠所であったかが、これらのことから窺われる。耕地協議費の毎戸負担を軽減するためにも、共有山の立木売却を行ったりしたこともある<sup>(4)</sup>。当時の争論であった日向入山・青山の民有地回復の願は、10余年に亘る行政裁判にまでかけて明治27年にその要求を貫徹することになったが、この経緯に共有山がいかに住民の生活にとって大きな関心事であったかがわかる。山野惣代が耕地惣代とならび、ときには耕地惣代をも凌ぐほどの役職であったのはそのためである。

重要な財源であった山は、耕地会計の面だけでなく個々の家生活にとっても大きな関心の的であったことはいうまでもない。そこで、共有山の盗伐の問題も起り勝ちであったので、「共有山林保護ノ義ハ従来消防組へ依托」し、山林の警備・保護は消防組の任務とされてきていた。その警備巡視の方法は、「共有山林看守者ハ毎夕式名宛トシ、掌理者ヨリ巡視札ヲ受け登山シ、各所看守ノ后今回設定スル換札標中ニ存スル巡視札ト引換、帰宅ノ後掌理者へ差出シ毎日巡視ノ義務ヲ完了スルモノ<sup>(5)</sup>」であった。その際に看守者はその報酬として、「山林内ニアル枯朽木式束」を受けた。盗伐人を発見した場合の処分は「村内規定」によるが、その細則は消防組が制定したものであった。

「南真志野消防組」の組織が成文化されたのは、明治23年であった。それによれば、「今般耕地一同協議之上火災消防之件依頼ニ応シ消防組織」を決めた。その「契約簿<sup>(6)</sup>」には、「次男三男を問わず年令十五才より三十五才の者」(第一条)により消防組が構成され、その設備器械は「耕地」より渡され「会所」に保管されることになった(第五条)。

消防組員のなかから11名の「主務者」が選出され、主務者は消防組全体の指揮をとった。ただし、15才と16才の消防組員は出火に際し出動しないで「会所」で大鼓・ラッパによって「耕地」の警固に当った。

南真志野消防組の消防手の数は、明治24年126名、同25年133名である。この差は、消防組が年令階梯集団であるために、年によって新規加入者と退く者とが生じた結果である。さらにこれを明治25年の各沢組別の消防手数でみると、南沢組26名、野明沢組31名、仲村沢組44名、西沢組40名となり、殊に南沢組の消防手の数が著しく少ないことが注目される。

この消防組の役職人員を同様に各沢組別にみると、A-1表とA-2表のようになる。すなわち、取締役(「主務者」)の数は11名で、その沢組別内訳はA-1表である。A-1表によれば仲村沢組に取締役が多く南沢組に少なく、その間に規則性は認められない。

これと同様なことはA-2表の副取締役(「主務者」の代理者11名)についてもいえる。

そこで、取締役に「取締役」と「鳶口取締役・水運取締役・唧筒取締役」の「掛取締役」との2種類があるので分けてみると、前者が8名、後者が3名となる(A-3表)。同様に副取締役に「副取締役」・「副掛取締役」に分けたのがA-4表である。A-3表から明治25年、26年の「取締役」をみれば、各沢組に2名の均等配分をしていることが窺われる。「掛取締役」は仲村

A-1表 各沢組別取締役数

沢組 \ 明治	23年	25年	26年
南 沢 組	1	2	2
野 明 沢 組	2	3	2
仲 村 沢 組	5	3	4
西 沢 組	3	3	3
計	11	11	11

A-2表 各沢組別副取締役数

沢組 \ 明治	23年	25年	26年
南 沢 組	3	2	2
野 明 沢 組	3	2	3
仲 村 沢 組	3	4	2
西 沢 組	2	3	4
計	11	11	11



A-3 表 各 沢 組 別 「 取 締 役 」 ・ 「 掛 取 締 役 」 数

沢 組	明治		23年	25年	26年
	役職				
南 沢 組	取 締 役		1	2	2
	掛 取 締 役		0	0	0
野 明 沢 組	取 締 役		1	2	2
	掛 取 締 役		1	1	0
仲 村 沢 組	取 締 役		3	2	2
	掛 取 締 役		2	1	2
西 沢 組	取 締 役		3	2	2
	掛 取 締 役 表		0	1	1

沢組から選出された者が多く、南沢組に至っては1名も選ばれていない。A-4表の「副取締役」も4つの沢組にそれぞれ2名置かれているが、「副掛取締役」にはそのような傾向を認めることができない。

A-4 各 沢 組 別 「 副 取 締 役 」 ・ 「 副 掛 取 締 役 」 数

沢 組	明治		23年	25年	26年
	役職				
南 沢 組	副 取 締 役		2	2	2
	副 掛 取 締 役		1	0	0
野 明 沢 組	副 取 締 役		2	2	2
	副 掛 取 締 役		1	0	1
仲 村 沢 組	副 取 締 役		2	2	2
	副 掛 取 締 役		1	2	0
西 沢 組	副 取 締 役		2	2	2
	副 掛 取 締 役		0	1	2

A-1 表から A-4 表までの沢組別の数字から次の推論ができよう。すなわち、取締役 11 名のうち「取締役」8 名は各沢組別に2名配置され、「掛取締役」3 名は各沢組の消防手の数と役職全体の数との按分を考慮し、各沢組に割振ったのではな

かるうか。明治23年の取締役は、同年に消防組の組織が明確なものになったので設立の事情が特に働いたと考えられる。同様なことが、副取締役にについてもいえよう。

これらのことを明治25年の「水運掛」とその桶の配置との関連においてみると次のようになっている。

「水運掛」46名によって管理されている桶は、大桶4、小桶13の単位に分けられ、B-1表のように各沢組に配置されている。大桶1号は4人（野明沢組）、大桶2号は5人（南沢組）、大桶3号は2人（西沢組）、大桶4号は3人（仲村沢組）によってそれぞれ管理担当されている。この人員の差は、各沢組の消防手の数の不均

等と、消防手がすべての掛り<sup>(8)</sup>に配属されていることとによって生れたものであろう。小桶についても1号から13号まで、1人から4人によって、管理担当されている。この人員の不均等も大桶と同様の理由によるものと

B-1 表 各沢組別桶の配置

沢組 \ 桶	大 桶	小 桶	計
南 沢 組	1	2	3
野 明 沢 組	1	2	3
仲 村 沢 組	1	4	5
西 沢 組	1	5	6
計	4	13	17

考えられる。したがって、大桶は B-1 表にみるように、各沢組単位にそれぞれ配置され、小桶は各沢組の消防手の数にほぼ比例して4つの沢組に配置されたものと推定される。

以上の推論が正しいものとするならば、南真志野消防組はそれなりの組織をもっていたのであるが、その組織は南真志野耕地の既存の内部構造（特に沢組）に大きく規制されたものであったと考えられる。しかし、これがために消防組の活動が充分に行えなくなったのではなく、むしろ、消防組の組織は強化され安定したものとなりえたのである。

消防組はその成員に年齢制限を求めているために、毎戸によって組織されているとは限らないし、各沢組の消防手の数が等しいのでもなかった。したがって、消防組設立の際に沢組の結合を考慮に入れずに消防組を組織することもできた筈であった。それにもかかわらず、消防組は沢組結合を前提としているのはなぜか。まず第1に考えられることは、沢組結合と若者連との関係が密であったことと、その若者連によって消防活動が行われていたという歴史的社会的背景とである。消防組は消防活動を行っていた

村落生活と消防組

若者連に系譜的に繋がるものであるから、若者連の組織単位であった沢組が消消組の組織のなかにも踏襲されたと考えられる。第2に考えられることは、消防組が財政的に南真志野耕地(区)に全面的な依存関係にあり、しかも「耕地」はその内部構造としての沢組の結合により強く規制されているという村落構造上の背景である。これらの2点により、南真志野消防組は沢組の結合を前提とし、各沢組の消防手の数の不均等を考慮に入れてその組織を強化したものと窺われる。

明治28年に南真志野消防組は湖南消防組の設立と共にそれに吸収された。湖南消防組は湖南村を構成した旧村の田辺村・大熊村・南真志野村・北真志野村および三新田(後山・<sup>クヌギダいら</sup>柵平・板沢)のそれぞれの地域に部を置き、5部編成の定員290名により組織された。その組織はC-1表の通りである。湖南消防組は明治27年の「勅令第15号消防規則」に基づいて同28年に設立組織された。

C-1 表 湖南消防組役職およびその配分

部	役職	組 頭	部 長	小 頭	消防手	計
田 辺 部		0	1	3	46	50
大 熊 部		0	1	4	50 <sub>(2)</sub>	55
南真志野部		0	1	5	69	75
北真志野部		0	1	5	69	75
後山(柵平)部 板沢		0	1	3	31 <sub>(3)</sub>	35
湖南消防組		1 <sub>(1)</sub>	0	0	0	1
計		1	5	20	265	290

- (1) 組頭はその選出された部の部長を兼務する。
- (2) 大正2年5名増員され55名となる。
- (3) 大正13年5名増員され36名となる。

◎消防手のなかから、小頭が選出され、小頭から部長が選ばれる。

組頭・部長・小頭は「警部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長」によって任免されることになった(同第3条)。しかし、それ以前に各部においてそれぞれの選出を行って、その選出された者が警察署長から任命され

ている。また、湖南消防組の設立とともに、南真志野消防組は廃止されることになった（同第15条）が、この点について湖南消防組南真志野部についてみてみよう。

明治29年の「湖南消防組南真志野部人員名帳」によれば、その人員は105名である。この数は南真志野部の定員75名よりはるかに多い。明治27年内務省令「消防組規則施行概則」により、消防手の年令は満18才以上となった（同第4条）ので、105名のうち年令18才以上の者をみると74名である。この数は欠員1名とみてよいとしても、何故に18才未満の者が31名も含まれているのか。これは南真志野消防組が湖南消防組南真志野部として再編成されたその過程に問題があると考えられる。つまり、廃止されるべき南真志野消防組は、組そのものが廃止されたとしても、その組織を湖南消防組南真志野部の組織へと発展させることによって実質的に継承されたといえるのではなからうか。

さらに、このことを明治29年の「湖南消防組南真志野部消防手役割帳」からみると、91名の消防手の名をみつけることができる。この91名のうち18才以上の者は74名、18才未満の者は14名である。ただし、18才以上の者74名のうち2名は役職兼務のため重複しているので、この年の湖南消防組の組頭である南真志野部選出の原亀蔵を含めて延人員91名となっている。

これらのことから次のことがわかる。すなわち、湖南消防組南真志野部の消防手(部長・小頭をも含めて)の定員が75名であるにもかかわらず、実質的には定員をはるかに超えた部員によって南真志野部が構成されているということである。それも、消防手の資格を有する18才以上の男子のみによって南真志野部が構成されているのではなく、18才未満15才以上のもの31名のうちから年令の上位より14名を含んでいる。残りの17名は特別に役割担当者となることなく南真志野部の部員として登録されている。

これは南真志野消防組が湖南消防組に編入された際の著しい特徴である。従来からの組織を全て廃止してしまうことなく新設の消防組の組織と

して統合されている。

このような対応の様式を規定したものととして次のことが考えられる。すなわち、「消防組規則」によって消防組に関する費用が市町村の負担となった（同第13条）が、湖南村自身の財政的基盤はそれほど確かなものとはなっていない。そこで、湖南村の財政的負担の軽減を考慮し、消防手の数を一定数に限定して旧来からの消防組織がもっていた器具や建物をできるだけ活用することになったと考えられる。南真志野消防組の組織は、それ故に大きな変革を受けずに南真志野部の組織へと推移できたのであろう。

村の財政的負担によらずに、南真志野部が消防器具を購入するのもそのためである。

その1例として明治29年に湖南消防組南真志野部で2台のポンプを購入している。その購入は次のようになされた。まず、南真志野耕地(区)の協議委員会にポンプ購入の議案が南真志野部の要求により提出され、水勢試験に協議委員が立合って購入を決定し、その「出途金ハ大凡戸数五分義捐金ニテ五分<sup>(9)</sup>」にて調達することになった。その際の義捐金募集委員を「四拾戸名宛都合四名ヲ選<sup>(10)</sup>」び5戸組ごと<sup>(11)</sup>に取集めそれを各40戸組の委員が集めている。その「消防器義捐金諸取帳」によれば、112戸から82円95銭を集め、1戸当り5銭から5円で1戸平均74銭余りとなる。ポンプ購入費は分らないが150円前後であろう。このように地元負担によって消防組のかなりの器具・施設が整備されてきている。

さらに、明治40年度の湖南消防組南真志野部の決算は、D-1表の通りである<sup>(12)</sup>。

前年度繰越金28円95銭のうち20円は関新三郎・金子金吾からの借入金によるものである。年度ごとの金額はかなり流動的で年度予算を組むというよりは、その都度、必要に応じて南真志野耕地の協議委員会に請求している。その収入源は耕地協議費と共有財産の売却代金<sup>(12)</sup>がそのほとんどを占め

D-1 表 明 治 40 年 度 南 真 志 野 部 決 算

収 入 の 部			支 出 の 部		
前年度繰越金	28円 95銭	20.5	会議飲食費	81円34銭6厘	56.7
薪売却代	8円40銭	5.9	雑 給	15円69銭	10.9
備品売却	6円00銭	4.3	設備消耗費	36円64銭3厘	25.46
区  よ り	69円21銭3厘	48.9	負 担 金	9円70銭5厘	6.8
不 参 金	23円90銭	16.5	計	143円38銭4厘	100.0%
寄 附 金	5円00銭	3.5			
計	141円46銭3厘	100.0%	不 足 金	1円92銭1厘	

ている。不参金収入については、「従前巻回金五銭タリシ所今后巻回金拾銭ツ、ニスル<sup>(18)</sup>」ことに明治37年に決定している。不参金は各沢組単位の世話掛が徴収し、明治40年には南沢組延54名 5円40銭、野明沢組延48名 4円80銭、仲村沢組延46名 4円60銭、西沢組延 91名 9円10銭、計延 239名 23円90銭である。不参金は出火・出水の出不足にのみ課せられているのではなく、南真志野部の「出払」一般に課せられている。

支出金についてみれば、会議飲食費が全体の56.7%を占めている。このうち南真志野部の内部での飲食費がその大部分である。このようなことは村落にみられる集団の一般的な傾向であるが、そこには計画性がほとんど認められない。

南真志野部の直接の収入は不参金と寄附金とによる収入である。これらは経常収入ではないので、その財源を南真志野耕地に全く依存している。「耕地」の財源にしても共有山林の立木の売却によって、その都度消防組からの請求に応じている。会議飲食費が消防組織に財政的な圧迫を加えているとは、必ずしもいえない。赤字決算をしているとはいえ、酒宴によってその組織が融和・強化されていることをみのがすわけにはいかない。

雑給は消防手へ割振される消防給10円と大工・雇人への手間賃5円69銭

とである。負担金は湖南消防組が南真志野部に課した「組費割」のことである。ここにも地元負担本位の傾向を認めることができる。それにもかかわらず、「消防手ハ警察署長之ヲ命免」(消防規則第3条)しその指揮に従う(同第7条)ことになり、その上「建物ヲ造設若クハ修繕スルノ必要アル片ハ警察署長ハ警部長ノ指揮ヲ受ケ市参事会町村長ニ移牒シテ之ヲ為サシムルヘシ」(消防規則施行概則第13条)と規定された。財政的には地元負担本位であるにもかかわらず、内務省系統の諸機関からの干渉を受ける行政組織へと消防組は移り変ってきた。このことは明治期の政治と村落自治との関係を一般的に示しているといえよう。

しかし、このことは消防組が村落生活における自治的な諸機能を失ってしまったことを意味しない。明治31年、南真志野耕地の習焼神社例祭の日に拝殿棟上式を行うことになり、「一、投餅箇所ノ儀者四ヶ所ニ定メ其一部ノ投餅ハ消防組ニ依頼シ消防器具ヲ飾リ附ル<sup>(14)</sup>」や凍霜害予防のための出動などをも消防組が行っている。行政組織といえども村落生活との結びつきによって、その組織は強化されるのであるから、消防組が村落自治の面でも活躍していることは、それだけ消防組の存続の推進力となっていることである。しかし村落自治の面に対する行政指導の色が非常に強くみられるようになってきている。

消防組が村落生活と密接な関連をもてば、それだけ村落生活により規制されることになる。特に消防組の財源が「耕地」(区)の財政に依存しているのであるから、それだけ強い規制を消防組は受けることになる。たとえば、「耕地」(区)の内部構造である沢組・十戸組(隣組)・五戸組の組織を消防組がその下部構造として繰入れたのもその一つの例である。<sup>(15)</sup>

明治37年2月に、長野県告示により湖南消防組は水防組を兼掌することになった。<sup>(16)</sup>

水防組は消防組員をもって組織された。南真志野部は4つの沢組を2つに分けて第1部隊(南沢組・仲村沢組)・第2部隊(野明沢組・西沢組)と

<sup>(17)</sup>し、それぞれの部隊に 8 名計 16 名の者を部員より選出し「防禦工事担当者」  
 を設けることになった。<sup>(18)</sup>しかし、同 38・9 年の防禦工事担当者<sup>(19)</sup>をみると、第  
 1 部隊、第 2 部隊から各 8 名選出されてはいるが、両年とも第 1 部隊は 4  
 つの沢組から選出され、第 2 部隊は仲村沢組・西沢組から編成された。こ  
 れは当時「耕地」内に存在した特定の集団の組合せにみられる編成とも異  
 なっている。さらに、同 37 年には「警察ヨリノ命令スル所ノ水防巡視員ヲ  
 定メ置ク<sup>(20)</sup>」となり、選挙によって 4 名の水防巡視員を選んでいる。すな  
 わち、西沢組 2 名、仲村沢組 1 名、南沢組 1 名である。これらのことから、  
 同 38・9 年の防禦工事担当人の選出は、消防組の役員の選出と同様に、各  
 沢組の消防手の数に按分して行われたと推定できるが確かでない。

水防活動は水防組が組織される前から既に消防組によって行われていた  
 ことはいうまでもない。

湖南消防組は明治 30 年代になると、大日本武徳会<sup>(21)</sup>、大日本消防協会<sup>(22)</sup>と結  
 びつき、単なる湖南消防組から「国体保全強化」の一翼を担う消防組へと  
 大きな変革を受けた。日清戦争（明治 27・8 年）前後からの国家意識の強  
 化と、挙国体制の維持とその強化の国家政策に強く規制される「消防組」  
 がここに成立したのである。

財政的な基盤の弱い消防組ではあるが、当時の国際関係を反映し、消防  
 組は挙国体制の一翼を担う組織として行政指導されるとともに、消防組は  
 その財源を地元負担としなければならなかったが、そのような国策に協賛  
 していたといえよう。

註(1) 「自明治二八年，沿革誌，湖南消防組」

(2) 耕地協議委員会とは、単に協議会ともいう。5 戸組の組長である伍長が  
 「会所」に寄合い「耕地」のみに関する問題を協議決定する南真志野耕  
 地の機関である。

(3) 「明治一六年，協議及約定留，一月，南真志野」

(4) 「明治三十年，協議及約定留，第四月，南真志野区」の同年 12 月 27 日に、  
 「明治三十年度ニ於ケル村税ノ負担ハ近年稀ナル多額ニ騰ルヲ以テ区各



## 村落生活と消防組

財産ノ内ヲ以テ毎戸ノ負担ノ内金壹円宛ヲ補助スルニ決ス、石枠建築費及村税補助金ニ充ツル為メ共有山林ノ凡ソ三百円ニ達スル額ノ目的ヲ以テ字北入字北見山字成平山ノツ□ヲ見立テ入札法ヲ以テ売却スルニ決ス」とある。

- (5) 「明治二二年、協議及約定留、九月、南真志野」の同26年3月24日附。
- (6) 「明治二三年、契約簿、第三月、南真志野」
- (7) 各沢組の合計は、「契約簿」によれば、133名であるが、「明治二五年、消防役割名面帳、第一月五日、南真志野」では、141名である。両者のいずれが正しいものか分らぬのでそのままにしておく。
- (8) 掛りには、鳶口掛、水運掛、唧筒掛、纏掛、梯子掛、高張掛、馬連掛、螺貝掛、要鎮繩掛、耕地警固掛などがある。
- (9) 「明治三十年、協議及約定留、第四月、南真志野」の同29年4月11日附。
- (10) (9) に同じ。
- (11) 「明治二九年、消防器義捐金諸取帳、第七月、南真志野区」の義捐金の記載が、5戸組ごとに集計されている。
- (12) 「明治四拾年度、会計簿、湖南消防組南真志野」により作製す。
- (13) 「明治三六年一月より、日誌」の同37年1月6日附。
- (14) 「明治三十年、協議及約定留、第四月、南真志野区」の同31年4月16日附。
- (15) 拙稿前掲論文参照。
- (16) 明治37年2月23日に長野県告示により湖南消防組は水防組の兼掌認可され、同38年1月17日に水防組を組織した。
- (17) 「水防組兼掌組織」第8条および第11条。これは各部隊員の数をできるだけ等しくするための組合せであると考えられる。
- (18) 「水防組兼掌組織」第9条。
- (19) 「明治三八年、南真志野水防組役割帳、第四月、湖南消防組南真志野部」
- (20) 「明治三六年一月より、日誌」の同37年10月18日附。
- (21) 大日本武徳会とは、「古来我国ハ武徳ヲ以テ建国ノ基礎トシ」て来たとし、「武徳ハ一國ノ精神国民ノ元気ナリ、是レナクンハ國威揚ラズ」、「斯徳ヲ養成シスノ氣風ヲ涵養スルニハ」、「各種ノ武技ヲ講習シ身体ヲ健全ニシテ心胆ヲ練磨スル」ことが必要であるとの考えに基づいて、明治28年4月に結社した。

南真志野部では明治33年各老円の寄附金をもって37名が正会員となっている。同38年（日露戦争の年）8月5日の湖南消防組役員会にて、組の名で武徳会に寄附10円をすることになったが9月7日に「武徳会寄附金ハ前会ノ決議ヲ変更シ役員ノ給料ヲ以テ老人一円宛トシ決議」（「明治三

六年一月より、日誌)している。同38年に各1円の寄附により6名が正会員となる(「明治三八年、大日本武徳会・大日本消防協会会則人名簿、第一月、湖南消防組南真志野部」)

- (22) 大日本消防協会は、「消防固有ノ性質ヲ明ニシ消防制度ノ発達進歩ヲ図リ消防事業ニ従事スル者ノ技芸學術ヲ奨励シ其徳性ヲ涵養シ且消防上偉蹟功勞アル者ノ名譽ヲ彰表シ併テ職務上ノ病傷者及死亡者ノ遺族ヲ慰藉共済スルヲ以テ目的トス」(「大日本消防協会会則第三条」)るものである。消防組が防火防水のみでなく愛国的ないし求道的精神団体として結成された点は、日本人の精神史の上で注目しなければならない。明治37年に南真志野部から正会員(毎月会費拾銭を前納する者)6名、普通会员(一円以上を一時に納入する者)14名計20名が会員となっている。

- (23) たとえば、「日露戦争ニ際シ当消防組ニテ幾分ノ献金ヲナス」ために、「一、湖南消防組ニテ老百円也トシテ当部負担額ハ弍十五円位トシテ各部適意ニ出配スルモノトス」と役員会にて決定した。さらに、「出兵軍人遺族ニ対シ慰問センコトヲ計リ」「消防手老人ノ出分ハ太縄式束トシ夫広ハ五尺以上ニシテ価老銭八厘ニ相当スル物モシ品ニテ出スコト能ハサルモノハ老銭八厘割合ヲ以テ出金スルコト」「一、右之品ハ夜業ニ製シ必ス勞力ニス成可佳品ヲ出スコトニ勉メシム夜外ニ一日薪切ヲナシテ之ヲ恤兵部ニ納メ縄ヲ以テ軍人遺族ニ贈与」することになった(「明治三六年一月より、日誌」の同37年2月24日附)。なお、薪切に際して不参金が課せられている。それは一人44銭8厘8毛である。このときの南真志野部の出資金は83円60銭で、同戦死者に対して見舞金5円を出している。

## B. 消防組と警防団(昭和戦前期)

昭和初年の恐慌を経て戦時体制の確立強化の時期を迎えるとともに、村落生活はますます戦時政策の強い統制を受けるようになってきた。村落にみられる諸集団は、そのほとんどが統廃合され中央諸機関のもとに一元化されるようになってきた。この傾向は、行政組織においてはもちろんのこと、その他の諸集団においても行政組織のなかに統合吸収されなることによって促進された。この経過を湖南消防組南真志野部についてみることにする。

## 村落生活と消防組

昭和2年に消防手手当として協議委員会にて100円を計上してきたのを、本年度より70円とし、区内寄留者10名から1人3円宛計30円を区に対する「寄附金」としてきたのを、「警備員」として消防組が徴集することになった<sup>(1)</sup>。

ここに寄留者を含む全住民による組織へと消防組が強化されたことになった。また同年には、消防手の年令の上限を35才から33才に引下げ、役員の被選挙権を29才からとしている<sup>(2)</sup>。さらに昭和6年に役員被選挙権は廃止されたが、同9年になると消防手の欠員が著しく役員のなり手がなくなったので、再び役員被選挙権を設け29才以上とし、29才以上の者は役員になることを義務づけることにした<sup>(4)</sup>。この頃はすでに出稼ぎのために村を離れる者の数が多くなっている<sup>(5)</sup>ので役員の被選挙権の年令幅を大きくしようとする傾向と、個々の家生活の維持安定のために消防手の年令の上限を引下げることによって、消防手からはやく解放され家業に専念しようとする傾向とがみられる。

この現象は村落生活の大きな変化を前提としている。すなわち、出稼の増加とその質的变化とによってもたらされる生活圏の急速な拡大の結果、村落生活の変化を促進させられた。これに対応して消防組は「寄留者」をいかに処遇するか、あるいは消防手の欠員をいかに補充するか<sup>(3)</sup>の課題に直面した。そこで消防組は寄留者をも含める（財政的な面からも）とともに、村落の外に関心を移している者をも制度的に規制して村落結合の強化を計ったのである。その村落結合の強化の上に立って消防組員の欠員を補充せざるをえなくなっていたのである。

この傾向に拍車をかけたのは、「昭和恐慌」とそれによってひき起された一連の現象であった。

昭和7年に警備費の3割削減を行い、さらに同年諏訪消防同盟会で出征兵士慰問として一人2円宛送っていたが、この金品慰問を廃止した<sup>(6)</sup>。当時の社会不安を示す強盗・殺人などの重大犯罪が起った際には消防手を呼集

し4つ打鐘（「ヨツパン」）を行う警備体制をとったり<sup>(7)</sup>、保険金を目的とした放火事件の増加に対する警備<sup>(8)</sup>が消防組によって行われている。

さらに出征兵士の増加により消防手の欠員が大きな問題となってきた。消防手の欠員補充のために消防組は消防手の年令の下限を18才から16才に引下げた<sup>(9)</sup>。それにもかかわらず欠員を完全に補充することが困難になるとともに、「女子消防隊」を結成し<sup>(10)</sup>、男女を問わず消防活動に従事することになった。

消防組の村落自治の面の活動においても、戦時色が強く認められるようになった。たとえば昭和12年の秋に、出征兵士留守宅慰問のために軍人後援会名義にて労働奉仕（稲刈、稲コキ）を消防組、軍人分会・男女青年会が行なった<sup>(11)</sup>。その際に不参金として男50銭・女25銭を課している。代人を立てることも認められていたので、この労働奉仕は実質的には毎戸による労働奉仕であった。それも金品による慰問から労働奉仕へと移り変ってきている。しかも、その労働奉仕は「出払」と同様であり不参金を課せられるものであった。

以上のように消防組は出火出水はもとより社会不安に対する警備や銃後奉仕の性格を強めてきていた。

昭和14年3月、湖南消防組は「警防団」として再編成されることになった。その定員はE-1表の通りである。本部役員とは団長（年俸6円）、副団長（年俸5円）、主任書記（年俸10円）の各1名からなる。

第三分団（南真志野区）の役員（年俸1円50銭）は分団長・副分団長各1名、警護班長1名、消防班長2名、防空班長2名、救護班長1名の合計8名である。役員を除く警防団員67名は、警護班12名、消防班31名、防空班20名、救護班4名である。

警防団員（年俸50銭）数は従来の消防組の各部の定員を踏襲したといえよう。ただ第4分団は北真志野区に板沢新田が含まれたことと、北真志野区の戸数増加とにより定員5名増となっている。

E-1 表 分団別警防団員数

	戸数	役員	団員	計
第1分団	94	6	44	50
第2分団	140	7	53	60
第3分団	215	8	67	75
第4分団	230	9	71	80
第5分団	70	5	35	40
本部	—	3	—	3
計	750	38	270	308

(註) イ) 第1分団は田辺区、第2分団は大熊区、第3分団は南真志野区、第4分団は北真志野区および板沢新田、第5分団は後山区および柵平新田の区域である。

ロ) 戸数は昭和16年11月現在。

この点について湖南村の予算のうちの警防費をみると F-1 表となる。

F-1 表 湖南村警防費予算

内訳	昭和	14年度	15年度	16年度
雑給		229円	117円	126円
需用費		171円	149円	224円
防空費		—	50円	50円
負担金		—	205円	221円
計		400円	521円	621円

金の新設によるものである。一方、経費削減のため14年度に村予算に計上されていた警防団員手当(138円)が削減されている。これは警防団関係の予算が年々増加するにしたがって、その一部を各分団(「耕地」)の負担によって賄うことにより、村財政の膨張を圧えたことによったと考えられ

警防団はその顧問として村長を参加させ、全村住民を「準団員」的に組織するものとなった。それは警防団が防空班長、警防班長、灯火管制警護班長などの役職を設け、消防組より一層戦時的色彩を強めてきたことによる。すなわち、全村的銃後防衛組織の主導的役割をもつものとしての警防団の意味がここにあるといえる。

昭和14年度の湖南村予算は38,187円でこのうち警防費400円で、全体の1パーセント強である。同15年に警防費が3割増しているのは防空演習費、幹部演習負担金および諏訪中央部研究会負担

る。役員手当，功勞手当，傷手当，団医手当の額が減少しているが，他方では諸負担金が増加傾向を示している。これは第一に村予算の経費削減の必要からと，第二に上級諸機関の経費がその下級機関（警防団）の負担によっているという一般的な傾向とによるものである。この傾向は村単位の警防団から村の範囲を超えた地域単位の上級の国家防衛体制組織に，村々がそしてその警防団が組込まれたことにほかならない。その結果，上級諸機関の組織強化のために，その負担金は増加する。その負担金を課せられた警防団は，その捻出のために他の経費を削減せざるをえない。さらに警防団はその経費の一部を各分団（「耕地」）に課している。このように上級機関優先の体系がみられることは注目しておかねばならない。

南真志野区においてみると，F-2表のようにそのほとんどが財産収入によっている。そのなかでも小作料と竹木売払代金とによる収入が特に大きな額である。歳入には「協議費」として毎戸から徴集したものが含まれていない。区の共有

財産収入のみが計上されているので，実際の区の歳入額は F-2 表の 2 倍近い額のものと考えられる。「協議費」による歳入が計上されていないのは，村会に報告されたものであることと，「協議費」が予算に組み込まないものであ

F-2 表 昭和16年度南真志野区予算

歳 入		歳 出	
財 産 収 入	593円	事 務 費	73円
小 作 料 貸 地 料 竹木売払 雑 入	290円	内外山整理費	238円
	35円	植 林 費	62円
	260円	財 産 費	12円
	8円	諸 税 負 担	134円
繰 越 金	2円	借 地 料	18円
計	595円	土 木 費	20円
		雑 費	34円
		予 備 費	4円
		計	595円

ったことによるものである。すなわち、前者の場合は区会計の「タテマエ」であり、後者はそれを補うものであり、内輪の予算であったことによる。当然予想される諸手当は予算に計上されていない。

昭和15年度に警防団に対する主な補助だけでも、「警防団ヨリ申出ノポンプ塗替及修繕」の費用100円の捻出を初め<sup>(12)</sup>、「警防団被服補助」として33円70銭のうち35円を区が補助している<sup>(13)</sup>。同年の湖南村警防団需用費予算149円をはるかに超える金額が南真志野区（第3分団）から捻出されていることがわかる。

次に警防団と南真志野区の構造との関連をみてみよう。

昭和15年9月内務省訓令により南真志野区においても、村常会——区常会——部落会——隣組の組織を確立した<sup>(14)</sup>。すなわち、南真志野区（戸数197戸）に区常会、4つの沢組にそれぞれ南沢部落会（52戸）、野明沢部落会（41戸）、仲村沢部落会（49戸）、西沢部落会（54戸）を設け部落会の下部組織として隣組が19あった。区常会は毎月6日「会所」で、各部落会は毎月9日各沢組の「御堂」<sup>おどろ</sup>に定例寄合を開くことになった<sup>(16)</sup>。

野明沢部落会の場合では、隣組単位で役員を選出を行い、昭和15年に会長1名、世話係3名、同16・7年に会長1名、世話係4名であったが、同18年になると常会長<sup>(18)</sup>（統制部長を兼ねる）、副常会長（防空部長を兼ねる）、農事部長、金融部長、養蚕部長、（調査）部長各1名と4名の隣組長で野明沢部落会の役員を構成するようになった。同年19には、金融部長が金融及納税部長となり、共同作業部長が新たに設けられた。

これは農会が村ぐるみの組織として行政的団体の色彩を強め、その下部組織として部落会（沢組）を組みこんだことが部落会役職の上からわかる。すなわち、農事組合、養蚕組合などの組織が部落会ごとに統合吸収され、それを農会が下部組織としてとらえていることがわかる。

さらに、防空部長が部落会の役員であることから、警防団と部落会との結びつきをみることができる。「防火消防ニ付テハ警防団ニ委セズ村民全

般協力一致之ニ当ル<sup>(19)</sup>」ために部落会——隣組——住民の組織が活用されるようになった。これは政府の農事統制・内務統制の末端組織が部落会により一体化し一元化されたことである。ここに戦時体制下の村落構造の著しい特徴が認められる。

しかしここで特に著しい特徴は村落構造の内部構造としての沢組組織や十戸組（隣組）組織を以って部落会あるいはその下部組織としたことである。

南真志野区には沢組とその殆んどが重複している村内行政組織としての四十戸組<sup>(20)</sup>の組織があるが、その四十戸組を強化し、再編成をせずに、村落自治組織である沢組をもって部落会の範囲としている。しかし、この沢組は必ずしもその地籍内の住民によって構成されているとは限らない。分家創設の際にその分家が隣合った沢組の地籍内に住居をかまえても、その本家の沢組に含まれたままである場合もあった。部落会は住居のある沢組の地籍内に住むものから構成された。また、沢組構成員でない家(寄留者)をも含めて部落会ができたので、精確には沢組がそのまま部落会になったとはいえない。だが、村落生活に密接に関連している沢組が（四十戸組の組織があったにもかかわらず）、部落会の母体とされたことは注意しなければならないであろう。

湖南村各区に「防火群団」を組織し、その下部組織として隣組が「防火群」となった<sup>(21)</sup>。ここにも警防団組織では直接隣組をとらえることがその組織上からできないので、組織を補うものとして隣組単位に防火群を置いた。隣組長が防火群長となり隣組単位の全住民組織を設け警防団と相互補完的關係に防火群団があったといえる。

註(1) 「自大正拾五年三月至昭和六年三月、日誌、湖南消防組南真志野部」の昭和2年3月2日附。また、寄留者については同年3月3日に、「寄留者ノ警備費ハ住宅アルモノハ金参円借家セルモノハ金二円ノヲ」に決定した。



- (2) 「前掲書」の昭和2年1月20日附。
- (3) 「昭和七年，決議録，湖南消防組南真志野部」の昭和6年11月23日附。
- (4) 「前掲書」の昭和9年10月10日附。
- (5) 「役員当選者ニテ任期中家事上ノ都合ニ依リ 辞職スルモノ頻々ニシテ当消防組ノ欠員益々多キ有様ニツキ役員ノ年令ヲ三十才以上ト制限ス」(「大正七年ヨリ大正一二年六月迄，日誌，湖南消防組南真志野部」の大正7年1月4日附。
- (6) 「自昭和六年三月，日誌，湖南消防組南真志野部」の昭和7年3月4日附。
- (7) 「前掲書」の昭和8年2月10日附。
- (8) 「前掲書」の同日附。
- (9) 「昭和十年，日誌，湖南消防組南真志野部」の昭和12年5月21日～25日附。但し16・7才のものは「見習消防手」とされた。
- (10) 「前掲書」の昭和12年7月4日附。
- (11) 「前掲書」の昭和12年10月20日附。
- (12) 「昭和一五年，決議録，南真志野区」の同年9月16日附。
- (13) 「前掲書」の昭和16年1月17日附。
- (14) 昭和15年9月11日内務省訓令第17号「部落会町内会等整備ニ関スル訓令」。その前書には、「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル」とある。
- (15) この組織は「万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行シ国民道徳ノ錬成ト精神的団結ヲ計リ，国策ヲ汎ク透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資シ，国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運営ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルヲ目的」(「昭和一五年諏訪郡湖南村事務報告書」)として組織された。さらに、「町村下部組織整備統合ニ関聯シ十戸内外ヲ単位トスル隣組ヲ確立シ，是レト共ニ表裏一体タルベク納税組合ヲ改組シ納税思想ノ普及涵養ニ努メタリ，一方納税奨励規程ヲ改正シ従来ノ通り納税組合全戸村税完納ノ場合ハ一戸ニ付金二銭ヲ，更ニ納税組合全員完納ノ場合ハ村税令書一枚ニ付金一銭ヲ追加奨励金トシテ各其ノ納税組合ニ交付スルコトトシタリ，幸ニ上下一致納税思想ノ徹底ヲ期シ」てきたのである。
- (16) 「昭和一五年諏訪郡湖南村事務報告書」の「常会ニ関スル事項」による。それによれば、「大政翼賛運動ノ発足ト共ニ町村ノ下部組織トシテ県訓令ニ基キ旧来ノ五軒組並納税組合ヲ整備統合シ隣保共助及隣保団結ノ精神ニ基キ村民ヲ組織結合シ(略)各部落単位ニ部落会ヲ設ケ其ノ下部ニ十戸内外ノ隣組ヲ組織シタリ」とある。
- (17) 「昭和一五年一二月，会員並役員名簿，湖南村南真志野区野明沢部落会」

- (18) この「常会長」は、「部落会長」のことである。  
 (19) 「昭和一五年度第三次防空訓練湖南村実施細部計画」  
 (20) 40戸組については、拙稿「明治初期の五戸組」(「哲学」第44集所収)を参照。  
 (21) 「秘. 湖南村昭和<sup>(ママ)</sup>年度防空実施計画」の附則第28条、それによると「旧慣ニ依ル十戸組合ニ防火群ヲ置ク十戸長ヲ防火群長トス、防火群ハ防火群団長之ヲ指導監督スルモノトス」とある。

#### 4. お わ り に

明治期から昭和戦前にいたる日本は、新しい国家組織確立の手段として資本主義を導入しその国力を強化発展させるとともに、国際的にも国内的にも大きな変革を経てきた。村落の消防組の組織はそのような全体社会からの規制を受けるとともに、その地域的母体としての村・村落からの規制とそこにみられる行政下部組織としての性格とにより、幾度となく改変され、それに全心的に協賛しようとする国民の態度によって支えられてきた。したがって、その組織には、その目標を達成するために、団員自身の訓練として求道的精神が要求され、それとともに国民的規模での精神的一体性が認められることは特に注意しなければならない。

日清・日露の戦争を経て国家意識が強化・強調されるとともに、湖南消防組は大日本消防協会や大日本武徳会と強く結びつくようになった。その両者にも求道的精神が認められる。

また、出兵軍人遺族の慰問のために繩を「夜業ニ製シ必ス勞力ニ成可佳品揚出スヲニ勉メシム」とあることから、それが窺われる。

さらに昭和15年の「部落会町内会等整備ニ関スル訓令」には、

##### 部落会町内会等整備要領

##### 第一、目的

一、隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共

## 村落生活と消防組

同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

- 二、国民ノ道徳的鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト
- 三、国策ヲ汎リ国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト
- 四、国民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

とある。これは直接に警防団を規定したものではないが、警防団もこれに準じていたことは充分窺われる。

すなわち、消防組の求道的精神と国民的規模での精神的一体性は、村落構造と密に結びついた地域的一体意識により補完されたといえよう。

このような消防組を村落との関連から考察してきたのであるが、消防組について次のことがいえよう。

- 一、消防組の主機能である防火防水活動は消防組とともに存続してきている。
- 二、しかし、その機能の意味は他の諸機能とともに大きく変ってきた。
- 三、消防組の防火防水以外の諸機能は固定したものではない。それらは消防組のおかれた村落構造（財政的依存関係でも）との関連で変わるものである。つまり、「消防組の機能」といったものは「消防組」だけからでは導きだせないものである。
- 四、消防組はそのおかれた国家体制とその国策との関連なしには充分にとらえられない。しかし、行政的なものとしてだけ消防組をみることは無意味でもある。
- 五、防火防水活動は消防組だけの問題ではない。村落生活における防火防水活動の視座から消防組をとらえねばならない。
- 六、消防組は各部に、さらに各部はその地域的母体である村落に財政的に依存している。そこには地元負担本位ないしは上級機関優先の特徴

を認めることができる。この特徴は財政的な面にのみ留まらず、求道的精神と国民的規模での精神的一体性とあいまって、地域的(村落)一体性を造りあげてもいる。

この著しい傾向は消防組にのみ留まらず、一般的な特徴でもあるといえよう。